

中世都市ウィンチスタとサウスハンプタン (三)

——第十三世紀初葉以前イングランドの内域都市と沿海都市

田 中 正 義

五

エドガア王に依って、既述の如く、全国的な度量衡の統一上ロンドンと並ぶ標準的な都市として選ばれ、その限りではロンドンと対等なる地歩を占めるに到ったウィンチスタが、王国の首都としての有利な条件を活かしつつ、統一的な度量衡制度を基礎的要件に、代々のウェシクス王の推進し来れる貨幣制度の統一を通じ、今や顕著なる発達を見るに到った所の商品交換に於て、その一つの中心——局地的市場を形成したのであること、このことは、もはや上乗述べ来った所よりして疑問の余地無き所であろう。その際、其の少くともネガティブな指標となったものこそは、当時の此の市における造幣人の数であった。既に見たる如く、此の市は嘗てエゼルスタン王に依って其処に六名の造幣人の存すべきことが規定せられたのであるが、かの歴史研究の補助科学(Hilfswissenschaft)としての古銭学(Numismatik)の発展にその生涯を通じて多大の貢献をはたしたステンタンは彼のライフワークの死後出版された最終版に

おいて、エドワァド懺悔王時代、ウィンチスタには八名ないし九名の造幣人の存したることを、出土した庄造貨幣の裏面 (reverse) の銘文 (legend) に依つて推定している。⁽⁸⁴⁾ その場合、彼はそこで少くとも六名の造幣人が同時に働きつゝあるポロウの方が、そこに精々三名の造幣人が居るに過ぎないポロウよりもより一層活潑な経済生活を展開した、と推定することは、凡そ理に適つたことであると考えるのである。因みに、彼に依れば、同じ懺悔王時代、ロンドンでは、同時に二十名以上の造幣人が働いて居り、ヨークでは丁度一ダースの、リンカンではウィンチスタ同様八名ないし九名の、チェスタでは少くとも八名の、キャンタベリとオクスフォードでは少くとも七名の、セトフォード [Thetford (Norfolk)]、グロスタ Gloucester, ウスタ Worcester では少くとも六名の、それぞれ造幣人が同時に働いて居たとせられている。⁽⁸⁵⁾ — たしかに、ステンタンも認めているように、斯くの如く、偶々発見せられた庄造貨幣を證據として、積極的に、当時のイングランド諸都市それぞれの地方的市場の規模、その重要性を比較⁽⁸⁶⁾ 考量し、夫れらのもあいだに一定の序列関係を設定すると云うことは、そのこと自体は明らかに誤謬ではあるが、併し乍ら、夫れにも拘らず、六名ないし夫れ以上の造幣人を有するポロウの各々がいま尋常ならざる所の有利な立場に在り、それらポロウの各々が並み外れて広いか或いは並み外れて裕かな一地方「とりもなおさず「局地的市場圏 (local market area)」の需要に応え得たと云うこと、而してそれらポロウの名称がエドワァド懺悔王時代に最も重要であつた所の商品交換の中心地のリストを恐らく近似的に表わしているであろうと云うこと、—— これらのことはいますテンタンとともに何人も是れを認めざるを得ない所であろう。そもそも第十一世紀のイングランドにおいて操業していた造幣所八十以上が今日古銭学者たちに依つて同定 identify せられて居り、夫れらに依つて庄造された所の貨幣は、恐らくその四分の一がロンドン、十分の一がヨークで庄造せられたものと見られて居るのであるが、その場合、ウィンチスタ

は、リンカン・チェスタ・ノリッチ・エクシタ・セトフォードとともに、これらロンドン・ヨークの大量には到底及ばないものゝ猶且つそれぞれ夫れ自体としては尠からざる分量の貨幣を庄造して居たのである。⁽⁸⁷⁾

右に述べたる如く、当時、ウィンチスタには其処に多くの造幣人が実在し、斯くして此の地は此の時代一つの局地的市場圏の中心を形づくって居たのであった。従つて、斯かる局地的市場圏の中心としてのウィンチスタが、最早、普通ボロウが市壁の周囲に有する夫れ自身の農地の養い得る以上の人口を擁する所の、明らかに食糧を自給し得ざる所の都、市、——周辺農村の住民とは異なる、造幣を始めとして種々多様な非農業的職業を主たる生業とする住民、の存する所の都、市として、今や自己を確立せしめたであろうと云うことは、疑いを容れない所である。ロインは、第十世紀のウィンチスタには、既に、何らかの海外貿易に依つて利益を得つつある堅実な市場町、繁栄する地方市場、銀貨の流通、彼等の田舎の本邸に対する町の別邸のほか彼等の田舎における余剰生産物の貯蔵庫を構えて贅沢な生活を享受しつつある田舎貴族（—セイーン？）、斯うしたものが見られたと言つて居るのであるが、そこ(88)にわれわれは将来、此の町が第十四世紀以降中世後期に至つてヨーク・リンカン・ノリッチ・シュルウズベリ・プリストル・エクシタと並んで、周辺農村に於て生産される所の羊毛が仲買人たちに依つて買い集められる・羊毛集荷の中心（乃至毛織物生産の中心）たる、かの‘staple town’に発展すべき萌芽のまさしく芽生えつつあるのを看取し得るのである。⁽⁸⁹⁾

然るに、前記のエドガア王ののち、その子エドワード Edward (r. 975~978/9)、弱年にして王位を継承し、父王の世にひとたび今日教会史家の所謂「第十世紀の教会改革」を通じて改革せられたる教会・修道院の擁護に鋭意努力しながら、⁽⁹⁰⁾在位数年を出でずしてその継母（エドガアの三度目の妻）のために謀殺せられるところとなり「爾来彼は「殉教王 (the Martyr)」の名を以て知らる」、彼の異母弟の前出エゼルレド二世の即位を見るや、暫く跡絶えて居

たデイン人の侵寇は、爰に九八〇年以降再開せられることとなった。——キチンのいわゆる 'Second Period of Danish Invasion' ⁽⁹¹⁾ である。

そこでさしづめ問題となるのは、ウィンチスタを始めとする一般に当時のイングランド諸都市の発達、夫れらを拠点とする商品・貨幣流通の展開、に対して、右のデイン侵寇再開の有した所の意義でなければならぬ。然し、当時の『年代記』における数々の悲嘆の言挙げにも拘らず、また現に依然として飽く迄ヴァイキングは一般に都市生活に甚大なる打撃を与えたとする史家の一部敷衍するにも拘らず、意外にも如何なイングランド都市もノースメンに依つて破壊せられた事実が知られて居らず、却つて、少くともその最初の襲撃ののちは、彼等デインのイングランド都市生活へのインパクトは觸発的・建設的な夫れ (a stimulating and constructive one) ⁽⁹²⁾ ですらあつた事を示唆する多くのものが存するとさえ、言われて居るのである。まことに、前記ロインも言えるごとく、第十世紀、第十一世紀初葉の政治的闘争、社会的不安にも拘らず、アングロウ・サクソン時代の末期は、「征服」以前のイングランドにおける都市共同体の一つの成長期であつたと看做すことが出来るのである。⁽⁹³⁾

併しながら、一方、このたびの第二次侵寇段階におけるデイン人は、もはや従来の彼等の部族制度 (tribalism) の社会組織を脱皮していまやノルウェイ・スウェーデン・デンマークのごとく政治的社会に再編成せられて居り、従つてその侵寇はそれだけ組織的であつた。斯くして遂にエゼルレドは、金銭に依つて彼等との平和を購わんと決意し、九九一年以降彼等の侵入ある毎に之に多額の金銭を供与して、その都度これが負担を人民大衆に転嫁した。是れ向後ノルマン朝にかけて史上重大な意義を有するに至る所の地租デインゲルト *Denageld* (デンナゲルト) は *Heregeld* (ヘアゲルト) とも言う) ⁽⁹⁴⁾ である。九九七年以後、侵寇は益々計画的となつたが、折しも一〇〇二年の春大陸のノルマンディ公リシ

ヤール一世 Richard I, Duc de Normandie (986~1026) の女エンマ Emma と婚せるエゼルレドが同年秋敢行せる国内デイン人の虐殺は、一〇〇三—七年、一〇〇九—一三年と両度にわたりデンマーク王スヴェイン・フォルクベアルド Sweyn Forkbeard のイングランド蹂躞を喚び起し、一〇一三年の秋彼が三度び来襲するに及んで遂に全イングランドは今や彼の掌中に帰して、一〇一四年一月エゼルレドはノルマンディに蒙塵するの已むなきに立ち到った。同年二月スヴェイン死して、エゼルレド二世一旦帰国復位せるものの、而も一〇一五年の夏にはこのたびはスヴェインの第二子クヌート Cnut が捲土重来した。一〇一六年四月エゼルレド歿して、ロンドン市民に依り選立された、エゼルレドの先妻エルフィーフ Ælfgifu of Northampton Eadmund (r. Apr.~Nov., 1016) よく奮戦力闘、後世いわゆる「剛勇王 (Ironside)」の名を辱かきしめクヌートとの協定の締結に成功し、彼にデインローならびにマールシアの地を委ねてウェシクスのみ纒かに之を確保することを得たが、同年十一月エドマンズの横死後クヌートは竟に全イングランドに君臨するに到った。而して彼はその後一〇一九年には長兄ハラルド Harald の跡を襲ってデンマーク王位を相続し、一〇二八年以降はノルウェイ王位をも兼ねて、爰にブリテンより北欧スカンディナヴィアに跨る一大海上帝国を形成することとなった。その際、その首都に選ばれたものこそは、ほかならぬ、わがウィンチスタであったのである。

しかして、イングランド王カニュート一世 Canute I (r. 1016~35) [デンマーク王カニュートは、Cnut II (r. 1019~35)] たる彼は、その久しからざる治世の間に英国史上アルフレドに次いで大王と称せられるほど卓抜な政治家的才幹を発揮し、アングロウ・サクソン・デイン両民族の融和を何よりもまず統治の要諦として、即位の翌年十歳年長のエゼルレドの寡婦エンマと婚して以て被征服民—アングロウ・サクソンの心服をかちえ、一〇一八年にはオクスフォド

にアングロウーサクソン・デイン双方の代表者を召集して、唯一の法―「エドガアの法」の遵守を誓約せしめ、自身異教よりキリスト教に改宗して、多年の戦乱に荒廃せる教会の復興、又修道院の保護に努めるなど、その治績大いに顕われた。

今日、彼の名に於て残るところの法典(一〇二〇—二三)は、オウルド・イングリシュの諸法典中凡そ最も長大なるものであるが、其の特に世俗の事項に関する、——教会関係の第一部に対する第二部(II Canute)は、全篇八十四章から成り、その大部分は彼以前のアングロウーサクソン諸王の制定法からの抜萃に依つて成り立っている。いま、試みに、その幾つかを引くならば、

〔x〕「第八章」我等すべての者をしてまた、きはめて真剣に、平和の増進 (*fribes bof*)、幣制の改善 (*feos bof*) に就きて配慮 (*smeligan*) せしめよ。〔中略〕而して「一つの圧造貨幣 (*an mynel*) が、何らの偽造貨幣 (*fals*) となく、此の全民族 (*beod*) の間に通用 (*gangan*) するが如く、又何人と雖も之を拒否 (*forsacan*) すること能はざるが如く、幣制の改善に就きて「配慮せしめよ」。

〔ψ〕「第八章第一條」而して今よりのち偽造貨幣を造らん者は、彼のそをもて当該偽造貨幣を圧造せし所の手を喪ふべく、而して、彼は、夫れ(手)を、金を以てにせよ、銀を以てにせよ、如何なる「代償」物を以てしても、買ひ戻す (*byrgan*) こと能はざるべし。⁽⁹⁶⁾

〔e〕「第九章」諸容積並びに諸重量(——度量衡)は、周到に(*georn*)訂(*ritan*)されざるべからず、しかうして、一切の不正「行為」は是れよりのち惣まざるべからず。

〔a〕「第十八章」而して「一年に」三度びボロウの裁判集会 (*burhgemot*) が、また「一年に」両度州の裁判集

会 (*sciregano*) が法の定むる所に従ひて、いま是れに違背せば科料に処せらるるて、ふ條件のもとに (*de uita*)、開催せらるべし。但、夫れより屢次の集会を必要とする場合は、此の限りに非ず。⁽⁹⁷⁾

見らるるのように、「*x*」並びに「*a'*」の規定は、われわれが曾て前々号に於てひとたび検討したことのある、エドガ王第三法典の、それぞれ第八章、第五章第一條の規定と謂わば同工異曲であつて、ただその規定をより精細化したるものに過ぎぬ。⁽⁹⁸⁾而して、「*ψ*」の規定する、贖金造りに対する其の手の切断なる刑罰規定は、これまた、われわれの曩に見た所の、エゼルスタン王第二法典第十四章第一條の、悪貨圧造の造幣人に対する規定 (*η*) を想起せしめる。⁽⁹⁹⁾更に、「*e*」の規定は、直接的には、「*x*」の規定の場合と同様、エゼルレド王第六法典第三十二章第二條の規定を踏襲したものであるが、然し乍ら、その度量衡の統一という基本精神に到つては、是れまた先きのエドガ王第三法典第八章第一條の規定 (*λ*) にまで溯り得ること、縷々言を須いる迄もないであらう。⁽¹⁰⁰⁾

斯くして、此ののち間もなく現われる所のエドワード懺悔王の法 (*Leges Edwardi*) は、「征服」以後ウィリアム一世 William I (r. 1066~87) よりヘンリー一世 Henry I (r. 1100~35) に至る代々のノルマン朝の諸王に依つてその即位の都度確認せられ、夫れの遵守が誓約される所となるものであるが、此の「エドワードの法」こそは、実は抑々その実体に於てカニユートの法に他ならないのである。而も、注目すべきは、第十二世紀初葉のアングロウノーマン Anglo-Norman の法律家たちが、オウルド・イングリッシュの法の調査を開始せる時、彼等は夫れの最も十全なる陳述形態を、正に此の偉大なるデインの法律制定者——カニユートの立法の裡にこそ見出したのであつた。⁽¹⁰²⁾

一二三五年、カニユート、年齒僅かに四十歳にしてドーシトシアのシャーフツペリに歿し、その第一子のハロルド Harold Harefoot、彼の異母弟たる・エンマの子ハルサクヌート Harthacnut、相次いで立つたが、互いに抗争を事と

して、もはやデインの王権は振わず、ブリテンより北欧に跨ってさしも一時隆盛を極めシクヌートの大帝国も一朝にして瓦解し、イングランドに於ては、一〇四二年ハルザクヌートの死とともに篤信なるエゼルレドの遺子(母はエンマ)エドワードが即位(Edward the Confessor, r. 1042~66)、翌年ウィンチスタのオウルドーミンスタに戴冠して、爰に再びウェシクスの旧王家の支配は復活を見た。然し夫れも東の間、一〇六六年、「懺悔王」(エドワード)死するや、さここ所謂「征服」(Norman Conquest of England)生じ、もとノルマンディ公ロベール一世 Robert I (1027~35), Duc de Normandie の子ギヨーム Gillaume の「征服王 (the Conqueror)」ウィリアム一世が懺悔王の「適法なる」後継者として同年クリスマスにロンドンのウェストミンスタ大聖堂に於て戴冠、ノルマンディ公としての彼大陸における拠点ルアン Rouen に海路ロンドンよりも程近きウィンチスタを以て都と奠め、茲にノルマン朝時代が開幕した。⁽¹⁰³⁾

(84) F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943; 3rd edn., 1971), p. 537.

(85) *Ibid.* Cf. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (London, 1962), pp. 126 f.; P. H. Blair, *An Introduction to Anglo-Saxon England* (Cambridge, 1956), p. 296; H. C. Darby, 'The Anglo-Scandinavian Foundations', *A New Historical Geography of England before 1600*, ed. by H. C. Darby (Cambridge, 1976), p. 38. なお、ヤルンキヤには、是れより先き九六〇—七〇年(10)既に一造幣所が建設せられたと言われる。 Cf. Susan Reynolds, *An Introduction to the History of Medieval Towns* (Oxford, 1977), p. 38.

(86) ステンタンは、斯くの如き偶々発見せられたる庄造貨幣を證據としての比較の方法を以てしては、「モウムズディーブク」に依って明らかにせられた、其処における「征服」以前の都市民 (*burgenses*) の一大集住が、出土貨幣の證據においては四名ないし五名を超えざる造幣人が需要に應えていたことになる所の、イプスウィチ Ipswich (Suffolk) ならびにノリッチ、又、たとえ現在出土貨幣の上ではそのうちの僅々五名の者のみが同定せられ得るに止まるとは言え、「ブク」が一〇六六年当

時七名をトラスル所の造幣人の働ごとくたじまき明かたに示してつゝるべしとのクリンキヤ——これら諸都市の地方的市場の規模、それらの都市としての重要性を、正当に評価し得なかつたこと、読者の注意を喚起してゐる。なお本篇前註(81)「前々号一〇七頁」参照。

- (82) Reynolds, *op. cit.*, p. 34; D. P. Kirby, *The Making of Early England* (London, 1967), p. 257. Cf. H. R. Loyn, 'Boroughs and Mints, A.D. 900-1066', *Anglo-Saxon Coins; Studies presented to F. M. Stenton on the occasion of his 80th birthday*, ed. by P. H. M. Dolley (London, 1961), p. 133.
- (83) Loyn, A.-S. *England and the Norman Conquest*, p. 138. Cf. *idem*, 'Towns in late Anglo-Saxon England: the evidence and some possible lines of enquiry', *England before the Conquest, Studies in primary sources presented to Dorothy Whitelock*, ed. by Peter Clemoes & Kathleen Hughes (Cambridge, 1971), p. 121.
- (84) Cf. Eileen Power, *The Wool Trade in English Medieval History being The Ford Lectures* (Oxford, 1941; Reprinted, 1965), pp. 91 f.
- (85) Cf. Margaret Deanesly, *The Pre-Conquest Church in England* (London, 1961), Chap. xiii, xiv.
- (86) G. W. Kitchin, *Winchester* (London, 1890; 5th edn., 1897), p. 36.
- (87) Reynolds, *op. cit.*, p. 37.
- (88) Loyn, A.-S. *England and the Norman Conquest*, p. 139.
- (89) *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, ed. by Charles Plummer (2 vols., Oxford, 1892-99; Reprinted, 1952), I, 127 (A.D. 991), 128 (A.D. 994), 133 (A.D. 1002), 138 (A.D. 1007), 139 (A.D. 1009), 142 (A.D. 1012), 145 (A.D. 1014), 155 (A.D. 1018); *The Anglo-Saxon Chronicle, A Revised Translation*, ed. by Dorothy Whitelock with David C. Douglas & Susie I. Tucker (London, 1961; 2nd corrected impression, 1965), pp. 82, 83, 86, 88, 89, 91, 93, 97. 以上、九九一年以降、後述する一〇一八年のクヌートの即位時に至るまで前後八回に亘つて「インヴランツ人民がデインゲルなる各目の下に負担せらるゝことのデイン人買取費——夫れは夫れ自体当代インヴランツの「民富(Volksreichum)」評価の一指標たるべきものであるが——は、『年代記』の写本に依つて多少異同あれど、実に通算拾九萬四千五百磅から貳拾四萬五千磅までの巨額に上る。因みに、此の時代の一法的記録、『山岳民に関する律令』(Ordinance respecting the Dunsæte) 第

七章に拠れば、当時、馬一頭の法定価格は三〇シリング(一ポンド一〇シリング)、牡牛の夫れは三〇ヘンス(二シリング六ヘンス)、牝牛の夫れは二四ヘンス(二シリング)、豚の夫れは八ヘンス、羊の夫れは一シリングであつた。 Cf. E. L. Attenborough, ed., *The Laws of the Earliest English Kings* (Cambridge, 1922), p. 214. 尤も、既にわれわれの知る如く、第八世紀末葉(この方この国に於て現実に通流したる唯一の通貨は、当時西欧的水準に於ても良質な銀に依つて圧造されたもの)のヘンブアツツ、ポンドと云ふシリングと云ひ或はマーク(L. marcus; OE. mare) 又オー(L. ora; OE. ora) と云ふも、いづれもみな計算の単位——価値を量り計量の結果を算出するのに有効な理論上の量——であるに過ぎなかつたが、その場合、ヘニ銀貨の「購買力」には、変動が見られたことは言う迄もなき。例えば、『年代記』の一写本(E)には、一〇三九(一〇四〇)年の条に、「此の年「クヌートの子」ハロルド王、三月十七日にオクスフォードにて歿せり、……。而して彼はインゲランを四年十六週の間支配せり。而して彼の世に、クヌート王の世に爾せられしが如く、十六隻の「軍」船、舷側の頂なる檣床の各々に(——)キス夫々の漕手(「年」ハマークを支給せられたり(……) on his dagum man geald xvi scipan æt seclere hamulan vii marc eall swa ðer dyde on Cnutes cynges dagum.)」と云ふ事(Plummer, ed., *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, I, 161; Whitelock, Douglas & Tucker, eds., *The Anglo-Saxon Chronicle*, p. 105) 何んस्ताに従えば、此の元来王の傭兵たる水夫に対する所の年ハマーク——日計して三ヘンス二分、一強と云ふ支給額は、恐らくは、ハロルドの歿年(一〇四〇)から懺悔王時代(一〇六六)に至る間に於ける「生活費の増大」(the slight increase in the cost of living)を斟酌するに依つて、日計四ヘンスの線に近づかざるを得たものとなつたであらう、と云ふ。われわれは、この懺悔王時代におけるヘニ銀貨の貨幣価値の低下、言わば緩慢なる「インフレーション」の進行を看取するに可成るべきである。 Cf. C. Warren Hollister, *Anglo-Saxon Military Institutions on the Eve of the Norman Conquest* (Oxford, 1962), p. 106.

(95) Cf. Felix Liebermann, hrsg. v., *Die Gesetze der Angelsachsen* (3 Bde., Halle, 1903-16; Neudruck, Aalen, 1960), I, 278; A. J. Robertson, ed., *The Laws of the Kings of England from Edmund to Henry I* (Cambridge, 1925; Reprinted, New York, 1974), p. 154, footnote. 其の邦文訳語彙は Dorothy Whitelock, ed., *English Historical Documents*, Vol. I (London, 1955), p. 414.

(96) [∞] Uton eac ealle ymbe fripes bote 7 ymbe feos bote smeagan swipe georne: …… 7 swa ymbe feos bote,

þæt an mynet gange ofer ealle þas þéode butan ælcum false; 7 þæt nan man ne forsaec. / [8, 1] 7 se þe ofer þis fals wyrce polie para handa þe he þæt fals mid worhte, 7 he hi mid nanum þingum ne byge, ne mid golde ne mid seofre. リーバーマン前掲書第一卷三三四頁、ロビンソン前掲書一七八九頁、並びに Benjamin Thorpe, ed., *Ancient Laws and Institutes of England* (2 vols., London, 1840), I, 380-381. このうち後の二者は右のテキストとともに其の近代英語訳を併載す。なお、近代英語訳のみは、ウァイトロウの前掲史料集四二〇頁にも有り。

(97) [9] Genēta 7 gewihta rihte man georne 7 ælces unrihtes heonan forþ geswice. / [18] 7 habbe man breowa burhgenot 7 twá scirgenot be wite, ealswa hit riht is, buton hit ofor need sy. リーバーマン前掲書第一卷三三四頁、ロビンソン前掲書一七八九、一八二一三頁、ソープ前掲書第一卷三八〇一頁、三八六七頁。このうち後の二者は右のテキストとともに其の近代英語訳を併載す。

(98) 本誌、前々号八九頁、九六頁参照。但、「æ」は、直接的には、エゼルン王第六法典第三十一章の規定並びに同第三十二章第一條の規定を、文字通り引き写して一章に纏め、その際、後者の規定に無き、併しエドガ王第三法典第八章には既にその精神に於て該規定の存したるというの、「又何人もそを拒否し能はざるが如く」なる文言を挿入したものである。エゼルン王法典の規定は、リーバーマン前掲書第一卷二五四頁、ロビンソン前掲書一〇〇一頁、ソープ前掲書第一卷三二二一三頁、参照。このうち後の二者はそのテキストとともに其の近代英語訳を併載す。

(99) 本誌、前々号八八頁、参照。

(100) 前註(98)に掲げられた典拠、参照。

(101) 本誌、前々号九〇頁、参照。

(102) Cf. Frederick Pollock & Frederic William Maitland, *The History of English Law before the Time of Edward I* (2 vols., Cambridge, 1895; 2nd edn., 1898), I, 97; Laurence Marcellus Larson, *Canute the Great and the Rise of Danish Imperialism during the Viking Age* (New York, 1912), p. 278.

(103) Cf. Kitchin, *op. cit.*, p. 50.

六

以上、われわれは、本節までに於て、ウィンチスタの發展を一般史的背景の下に一〇六六年の「ノルマン征服」に至るまで辿り來つた。ここに至つて、われわれは、今や、当然、「征服」以後のイングランド封建社会に関する陳述史料として凡そ出発点的「道標的意義を有する」かの一大公的記録——「ドゥウムズデーブック」に、此の市が如何に陳述せられあるか、を見てみなければならぬであらう。ところが、皮肉なことには、「イングランド人の王ウィリアム (*Wilhelmus rex Anglorum*)」に依つて彼の治世第二十年に二次に亘りウィンチスタよりは、全イングランド各州に派遣せられた「調査団 (*inquisitores*)」の調査の結果がウィンチスタに持ち歸られ、整理・編纂せられて、約七ヶ月後完成を見た所の、此の第十二世紀(一一七八)以降所謂「ドゥウムズデーブック」には、夫れが抑々当初『財務府の書』 (*Liber de Thesauris*)と称せられ、久しくウィンチスタの王の財務府 (*thesaurus*)の保管するところであつたにも拘らず、ロンドンに関する夫れとともに此の市に関する陳述——飽く迄まゝとまゝ、夫れ——を、われわれは其の何処にも見出すことを得ないのである。「キチンは、征服王は意識的に (*purposely*) 此の 'two capitals' を省いたと曰うのであるが、⁽¹⁰⁾「ブック」よりウィンチスタがロンドンとともに省かれたと云うそのこと自体、却つて、此の市の特異なる地位と重要性とを物語っている事実であると言えなくもない。」併しながら、幸いなことに、われわれは、いま、征服王の第四子にして第三子のウィリアム二世 *William II* (r. 1087~1100) の跡を襲いノルマン朝第三代の王として立てる、前出ヘンリー一世が、特に此の市に就いて一一一〇年頃編纂せしめた所の一つの調査、次いでヘンリーの死後、その跡を承けたノルマン朝最後の王——もと大陸のプロア伯エティエンヌ *Etienne, Comte de Blois* とヘンリーの妹ア

デイラ Adela との間に生まれたステイイウン Stephen (r. 1135~54) の治世年間、ステイイウンの弟のウィンチスタ司教ヘンリー・オヴ・フロア Henry of Blois が同様此の市に就いて一四八八年に編纂せしめた所の一つの調査、——以上二つの調査を有しているのである。此の二つの調査(Surveys I & II)は、現在、仔牛皮紙ヴェットに書かれた同時代の一つの手書本(写本)の形でロンドンの尚古学会(Society of Antiquaries of London)に蔵せられて居るが、もと「ウィンタンの書」(Liber Winton)、普通には「ドゥウムズデー・ブク」に當つて「ウィンタンドゥウムズデー」(Winton Domesday)「ウィンタンはウィンチスタの古称」として知られ、初め一八一六年「ドゥウムズデー・ブク」の下院公文書委員会(Record Commission)刊行本の第四卷(補卷)中に印刷せられた。今日では、「ウィンタンドゥウムズデー」のテキストは、一九六一年より七一年にかけて行われた此の市の考古学的発掘の成果として、一九七六年より其の刊行が開始せられた所の『ウィンチスタ研究』の第一卷(“Winchester Studies・1”)——夫れはもともとイギリス並びにスウェーデン両国の専門家集団に依る・沈黙史料(Stumme Quellen)を陳述史料に結び付けての・第十一—十二世紀ウィンチスタ市の解明を企図する大規模な学際的共同研究の所産である——のなかに、その近代語訳とともに印行せられている。⁽¹⁰⁾

而して、初期中世のイングランドないしヨーロッパの一都市に関する同時代の陳述史料としては現在迄のところ最も詳密なる此の文書の第一部、Survey Iは、注目すべきことに、本来の「ブク」の場合と同様、そのうちに調査時点のヘンリー一世時代の情報のみならず、かの懺悔王時代の此の市に関する情報をも亦含んでいるのである。すなわち、夫れは抑々次の如き頭書と緒言とを以て始っている。

「エドワード王時代に人々の納むるを習はしとしたるが如く、ウィンチスタにてランドゲイブル(Langabulm)並び

にブルーゲイブル (*brugabulm*) を納むるところの、王の諸々の土地の一覽表。

ヘンリ王は、エドワード王が彼の直領地として (*in suo dominico*) ウィンチスタに全体として (*omnis modis*) 有せし所のものを知らんと欲し、彼 (ヘンリ) の都市民たち (*burgenses*) の宣誓 (*sacramentum*) に依りて此のものゝ確證せらるべきこと (*comprobari*) を命じたり。けだし、彼は、其処 (ウィンチスタ) より、エドワードが彼の時代に其処 (ウィンチスタ) にて有しゐたりしもの総てを有せんと欲したればなり。かくて、此の宣誓は、ウィンチスタの主要なる (*melioribus*) 都市民たち「すなはちウィンチスタ都市共同体の選ばれたる代表者たち」八十六人に依りて、「ウィンチスタ」司教ウィリアム、サエイレンバウ式部官ハアバート、「サキスラシヤ大判官」ラルフ・バセット Raif Basset、「同」ジェフリー・リデル Geoffrey Ridel、「ハンプシア・バークシア」両州奉行「ウィリアム・オヴーポンド・ウーラルシ」William of Pont de l'Arche が立会のもとに、行はれき。都市民たちは、かくて、右の宣誓を為し終へたるのち、「東門」(*porta orientalis*) より「西門」にいたるハイストリートを「上りつ下りつ」(*ethergingis*) 「——初めは通りの北側を東より西へ、次いで通りの南側を西より東へ、ハイストリートの南北両側の王領地 (*terra regis*) に建つところの家に就きて」調査を為し始めぬ。」

かくして調査を開始せる八十六人の都市民代表は、右のハイストリートの調査を終えると、いったん「西門」(*porta de west*) を出てその外に拡がる郊外の地を調査、再び市壁内に引返して、今度は、ハイストリートから北に平行して走る幾つかの通り (*stret*) を、「西門」に近い夫れから始めて順次東へ、*Smithinga Stret*, *Bredenesstret*, *Scouertenesstret*, *Aluarenestret*, *Flesmangerestret*, *Wengenesstrete*, *Tannerestrete*, *Buchestret* と巡回調査した。而して、最後に、彼等は、ハイストリートから南に平行して走る幾つかの通りを、ニュー・ミンスタの西隣なる王

宮寄りの夫れから始めて順次東から西へ、*Calvestret*, *Goldestret*, *Gerestret* と巡回、調査した。⁽¹⁰⁹⁾ その際、われわれの興味をそそるのは、これらの通りの名称の裡に、少くとも曾て当該通りに集中的に居住せるところの者の職業を暗示しているかに見えるもの見出されることである。すなわち、*Smitheninga Stret* は「仕立屋」通りを、*Scowertene-stret* は「靴屋」通りを、*Aluarenestret* は「反物屋」通りを、*Flemmangerestret* は「肉屋」⁽¹¹⁰⁾通りを、*Tannerestret* は「皮鞣職人」^{かわななし}通りを、*Goldestret* は「金細工師」通りを、それぞれ意味しているからである。夫ればかりではない、実際、そこには種々様々なる職業に従事する人々が登場して来る。以下、煩を厭わず、*Survey I* に現われる此れらの職業人を、まず最初エドワード、懺悔王時代を中心として、調査の進行順序に従い、各通りごとに、特定の通りに就いては調査結果の記載順に、網羅的に見てゆくことにしよう。なお、各テキスト冒頭の番号は、*Survey I* の各記載條項(*entry*)の間に「*パンマロウ*教授が便宜之を附せる」ところのものである。

まず、ハイーストリイトでは、

(イ) 靴職人 (*sutor*) レウインは、エドワード懺悔王時代すべての慣習的貢租を納付せる一戸の屋敷 (*domus*) を保有していた。今や (c. 1110) 王室食卓係 (*napbarius*)⁽¹¹¹⁾ オインが夫れを保有して、「しかも」夫れに関して「*デイン*」ゲルドを除き如何なる慣習的貢租をも納めてはいない。而して夫れは一八シリング六ペンス「の地代収入」を産々べぐる〔〔6〕 *Lewinus sutor tenuit i domum T.R.E. reddentem omnem consuetudinem. Modo tenet eam Audenus napparius; et nullam consuetudinem inde unquam reddidit preter geldum; et reddit xviii sol. et vi d.*〕。

(ロ) 鯨商人 (*haringarius*) アルガルは、懺悔王時代六ペンスのランドゲイブルと慣習的貢租とを納付せる一

戸の屋敷を保有していた。今や「オクスフォード州奉行」トマス・オヴァーストーションならびにティアルド「の息子」オスベルトが夫れを「共同」保有して同様「の義務」を履行している〔30〕 *Alg' harenarius tenuit i domum T. R. E. reddentem vi d. de langabulo et consuetudinem. Modo tenent Thomas de sancto Iohanne et Osp' Tiar' et faciunt similiter.*〕

(ハ) 鍊商人ウルフワルドは、懺悔王時代慣習的貢租を納付せる一戸の屋敷を保有していた。今や「大騰職長官」ウィリアム・ド・ビーニイが夫れを保有し、更に「前出」式部官ハムバートが彼(ウィリアム・ド・ビーニイ)より再保有してゐる……〔33〕 *Wlwardus harenarius tenuit i domum T. R. E. reddentem consuetudinem. Modo tenet Willelmus de Albineio, et Herbertus camerarius de eo; ……*〕

(ニ) ブラウン・キングの息子ゴッドマンと、石鹼商 (*savonarius*) トリックとは、懺悔王時代慣習的貢租を納付せる二戸の屋敷を保有していた。而してこれら二戸の屋敷の一部は「今や」之をウィンチスタの尼僧院長が保有し、慣習的貢租のうち彼女の負担部分に属する金額を納付している。而して夫れは二〇シリング(一ポンド)「の地代収入」を産んでゐる。「これら二戸の屋敷の」他の一部は「之を」「今や」仕立屋 (*tailor*) リチャードならびに司祭サウルが「共同」保有していて、「しかも」彼等は如何なる慣習的貢租「納付の義務」をも履行して居ない、而して夫れは一五シリング「の地代収入」を産んでゐる〔36〕 *Godeman Bruncheingessone et Godricus savonarius tenuerunt ii domos T. R. E. reddentes consuetudinem. Et de his domibus tenet partem abbatisa Wint'; et reddit quantum suae parti pertinet de consuetudine; et reddit xx sol. Et aliam partem tenent Ricardus tailor et Sawalus presbiter; et nullam consuetudinem faciunt; et reddit xv sol.*〕。〔以上「ハイーストリート北側」

(ホ) レスマア、チャシイの息子アルウィ、ハイズマン、フランス生れのゴドウィン、レウィーン・パロック、ゴドウィーン・サルズ、ゴトウィーン・ソルズ、ゴドノッド、レスウェダ、洋品商 (*hosarius*) ソンリク、エイルスタン・ウァイト、エデヴァ——此れらの者は「懺悔王時代」「夫々」その屋敷を保有して居り、都市民 (*burgenses*) であつて、慣習的貢租「納付の義務」を履行していた、その一部は王領に在り、一部は「ニュー・ミンスタ」修道院長の直領地に在つた、而して此れら総ては「その後ノルマン朝時代に入つて王宮建設の意図の下に」王の屋敷「地」に編入せられた〔57〕 *Lehmerus, et Alwi Chassessone, et Hizeman et Godwinus francigena, et Lewinus Balloc, et Godwinus Sarz, et Godwinus Sorz, et Gonnod, et Lesweda, et Sonricus hosarius, et Alestanus Hwit, et Edewa: hi tenebant domus et erant burgenses et faciebant consuetudinem; et pars de dominio et pars de dominio abbatis; et hoc totum est preoccupatum in domo regis.*。〔以上「ハイーストリイト南側」〕

次に、「西門」外の郊外地区では、

(ハ) エルマア、ゴドウィーン・クロウカント、ゴドウィーン・カベル「三者の共同保有に係わる」屋敷は、懺悔王時代あらゆる慣習的諸貢租を納付していた。今やヒュー・オウ・ケヴィリが夫れを保有して、慣習的諸貢租「納付の義務」を履行し、王に四ペンス「のランド・ゲイブル」を納付して、夫れより一ハシリング「の地代収入を」収めて居る。そして夫れ（当該屋敷）の隣には一つの小路 (*venella*) が在つて、其処には「以前懺悔王時代には」フルカルドならびに轆轤師 (*tornator*) エルフェューイエが住み、王に対して慣習的諸貢租「納付の義務」を履行したものである。〔ところが〕今や夫れ（小路）は封鎖されている、併しわれわれは「夫れが」何者に依つて「封鎖せられた」かを知らぬ〔91〕 *Domus Elmeri et Godwini Clawecuncte et Godwini Capel reddebat omnes consuetudines T. R.*

E. Modo tenet Hugo de Chiulli et facit consuetudines et reddit regi iiii d. et recipit inde xviii sol. Et ibi iuxta est i venella in qua manebant Fulcardus et Elfequs tornator, et faciebant consuetudines regi. Modo est obstupata, sed nescimus a quo.)。

(ト) 鍛冶屋 (*faber*) エドウィンの屋敷は、懺悔王時代有らゆる慣習的貢租を納付していた。今やロベールの妻 (未亡人?) が夫れを保有していて、慣習的貢租「納入の義務」を履行している、而して彼女は夫れから二〇シリング (一ポンド) 「の地代収入」を収めつつある ([94] *Domus Edwini fabri reddebat omnes consuetudines T. R. E. Modo tenet Emma uxor Roberti et facit consuetudines; et inde recipit xx s.*)。

(チ) 乾草商 (*fenarius*) アルウィンの屋敷は、懺悔王時代慣習的諸貢租を納付していた。今やロベールが夫れを保有して、慣習的諸貢租「納付の義務」を履行している、而して彼は夫れから二シリング「の地代収入」を得つつある ([97] *Domus Alwini fenarii reddebat consuetudines T. R. E. Modo tenet Robertus et facit consuetudines; et inde habet ii soli.*)。

(リ) アルウィン一スールの屋敷、また樵夫(きりこ)「或いは石工(stein)」(*heuere*) アルウィンの屋敷は、「夫々」懺悔王時代慣習的諸貢租を納付していた。……今や「前出の」司祭サウルが夫れら(二戸の屋敷)を保有していて、「而も」慣習的諸貢租「納付の義務」を履行して居ない、而して彼は夫れらから二シリング「の地代収入」を収めている ([105] *Domus Alwini Poplestan et Alwini heuere reddebat consuetudines T. R. E. …… Modo tenet Sawalo presbiter et non facit consuetudines; et inde recipit xii s.*)。

以下、ハイーストリイトから北に走る通りのうち、まず *Bredene* 通り、——但、此処では従来のごとく王領地に関

するものではなく、王の直接受封者たるバロンの土地(*terra baronum*)に関するものなのではあるが、

(ヌ) 水売り(*watmanngre*)のマルウィンは、饑悔王時代「ヒュウーミンスタあるいはノイド」修道院長の土地を許されて保有していた。今やコンスタンティンが夫れを保有して、「領主たる修道院長に対して」慣習的貢租「納入の義務」を履行してゐる〔[147] Alwinus Watmaungre tenuit de terra adpatis T. R. E. Modo tenet eam Constantinus et facit consuetudinem.)。

次に、*Scouertene* 通りには、

(ル) 金細工師(*aurifaber*)ブリズマールは、饑悔王時代一〇ペンスのランドゲイブルと有らゆる慣習的貢租とを納付していた。今やティーラが同様「の義務」を負つてゐる〔[166] Britmarus aurifaber reddebat x d. de langabulo et omnem consueludinem T. R. E. Modo Deria debet simlifer.)。

(ヨ) 旅籠屋ホドイヤの主人(*gustate*)ウォルトは、饑悔王時代四ペンスのランドゲイブルと有らゆる慣習的貢租とを納付してゐた。今や地区吏員(*bedellus*)⁽¹¹²⁾のマルウィンが同じ「義務」を果してゐる〔[168] Luwoldus Gustate reddebat iiii d. de langabulo et omnem consuetudinem T. R. E. Modo Alwinus bedellus facit idem.)。

次に、*Wengene* 通りには、

(ワ) 「皮」手袋製造工(*wantar*)のウルフガールは、饑悔王時代に三ニペンス(ニシリング八ペンス)「のランドゲイブル」と慣習的貢租とを納付してゐた。今やエスコルフファンが同様「の義務」を負つてゐる〔[195] Ulgarus wantar' reddebat xxxii d. et consueludinem T. R. E. Modo Scorphanus debet simlifer.)。

(カ) 麴ペ麴屋(*sofiebred*)のゴットは、饑悔王時代八ペンス「のランドゲイブル」と慣習的貢租とを納付して居

た。今や都市民のシェフリイが同じ「義務」を負つてゐる ([271] God' Softefred reddebat viii d. et consuetudinem T.R.F. Modo Gaufridus burgeis debet idem.)。

最後に、*Gere* 通りでは、

(ヨ) 梯子^特子職人 (*scularius*) レウィングは、懺悔王時代六ペンス「のランドゲイブル」と慣習的貢租とを納入していた。今や家令 (*dispensator*) のシモンが「以下闕文」 ([283] Luuingus scularius reddebat vi d. et consuetudinem. T.R.F. Modo Simon dispensator [...])。

(タ) 刀鍛冶 (*brandwichte*) スパイルマンは、「懺悔王時代」一五ペンス (一シリング三ペンス)「のランドゲイブル」を納付していた。今やウィリアム・ブラウンが同様「の義務」を負つてゐる ([294] Spilmanus Brandwichte reddebat xv d. Modo Willelmus Brun debet simter.)。

見らるゝとく、ほぼ一一一〇年頃成立の此の Survey I を通じて、われわれは、「征服」以前エドワード懺悔王時代 (一〇四二—一〇六六) に既にここウィンチスタの市には、「靴職人」・「鍊商人」・「石鹼商」・「仕立屋」・「洋品商」・「轆轤師」・「鍛冶屋」・「乾草商」・「樵夫」(或いは「石工」)・「水売り」・「金細工師」・「旅籠屋」・「手袋製造工」・「麵麩屋」・「梯子職人」・「刀鍛冶」の以上十六職種、十七人の手工業者・商人たちが実在したことを、溯及的に確認せしめられるのである。では、此の Survey I の成立時点——第十二世紀初葉 (c. 1110) に於ては、事情は如何であろうか。つぎに、此の文書成立時点における此の市の各職業人を、先きの場合と同様、各通り毎に、特定の通りに就いては調査結果の記載順に、引続き検出してみることによらう。

まず、ハイーストリートでは、当時そこに「仕立屋」の存したことは、既に之を見たが (三) 参照、そこにはまた

屠殺人並びに粉屋が住んでいた。

(レ) クニフト (*chenicte*)⁽¹¹⁴⁾ アイルワドは、懺悔王時代有らゆる慣習的貢租を納付せる一戸の屋敷を保有していた。今やラルフローロッセルの息子が夫れを保有 (*habere*) して居り、「しかも」如何なる慣習的貢租をも納付して居ない。そして、その屋敷が拡がって居る限りでは、既に、幅と長さとおいて「各々」二フィートだけ、王の道路 (*calla regis*) を蚕食してついでいる。そして、その土地 (*terra*) とともに、既に彼は、盗人たち (*latrones*) が投獄される慣わしであった所の、王のバルクス (*balchus*)⁽¹¹⁵⁾ をも私してついでている。なお、その土地には、「王のサーヴァントたる」町奉行 (*prepositus*)⁽¹¹⁶⁾ が毎日曜日「一人当り一ヘンス宛」八ヘンスを取立てる慣わしであった所の、八人の屠殺人 (*carnifex*) たちが「テナントとして」居住している、そして夫れ (その土地) は九ポンド「の地代収入」を産んでくる [[19] Ailwardus chenicte tenuit i domum T.R.E. reddentem omnem consuetudinem. Modo habet filius Radulfi Roselli; et nullam consuetudinem reddidit. Et de calle regis preoccupavit duos pedes de latitudine et de longitudine quantum domus durat. Et cum illa terra preoccupavit le balcheus regis, ubi latrones ponebantur in prisone. Et in illa eadem terra manent viii carnifices, unde prepositus solebat habere unaqueque dominica die viii d.; et reddit ix lib.]. 「以上、ハイーストリート北側」

(ソ) 「ニュウーミンスタあゝいはノイド」修道院長は、直領地として (*in dominio*) 一戸の屋敷「地」を保有して (*habet*)、懺悔王時代に「前任者に依り」履行されるのが常例であった丈の慣習的貢租「納付の義務」を「直接受封者として彼の封主たる王に對し」履行している、夫れは六五シリング (三ポンド五シリング) 「の地代収入」を産んでいる。而して此の土地 (*terra*) から、「修道院長に依つてその土地を又貸し」されているテナントの一人「ウ

イリアムの息子の粉屋 (*pistor*) ロバートは八シリング「の地代収入」を収め、「同じく」アルヴェヴァの息子のチピングは四〇シリング (二ポンド) 「の地代収入」を収め、「同じく」ウィリアムの息子のヒュウバートは四五シリング (二ポンド五シリング) 「の地代収入」を収め、「同じく」修道院長の兄弟のロジャーは一八シリング「の地代収入」を収めたる ([73] *Abbas habet in dominio i domum et facit consuetudinem sicut solebat T. R. E. fieri; et reddit lxx sol. Et de eadem terra habet Robertus pistor filius Willelmi viii sol., et de eadem terra habet Chippingius filius Aluene xl sol., et de eadem terra habet Hubertus filius Willelmi xlv sol., et de eadem terra habet Rogerus frater abbatis xviii sol.*)°

次に、「西門」外の郊外地区では、

(三) 「前出の」式部官ハムバートの門前には、饑餓王時代、「市壁の外」の「濶」濠 (*fossatum*) を挟んで、一つの荒蕪地 (*vasia terra*) が広がっていた。今や其処には五戸の屋敷がある、そして、さる未亡人がその一つを保有している、式部官にニ三メンス (一シリング三メンス) 「の地代」を納めている、伐採人 (*feller*) のアルウィンが第二のものを保有している、式部官にニシリング「の地代」を納めている、ラルフ・ホリンの息子が第三のものを五シリング「の地代」を以て「保有している」、さる洗濯婦 (*laudandaria*) [が] 第四のもの [を]、さうして「第五のもの」は神の愛のために一つの病院 (*hospitale*) [になった] ([117] *Ante portam Herberti camerarii erat vasta terra super fossatum T. R. E. Modo sunt v domus; et quedam vidua tenet i, et reddit camerario xxiii d.; et Alwinus le feller tenet aliam, et dat camerario ii s.; Radulfus Holnessone tertim pro v sol.; et quedam laundaria quartam; et i hospitale pro amore dei [...]*)°

以下、ハイーストライトから北に走る通りのうち、まず *Sniehelinga* 通りは、

(ネ) ルフマンキーキャットは、懺悔王時代四ペンス「のランドゲイブル」と慣習的諸貢租とを納付していた。今や鍛冶屋のリチャードが同様「の義務」を負っている ([127] *Lufmancat reddabat iiii d. et consuetudines T. R. E. Modo Ricardus faber debet similit.*)。

(ナ) コドリッカーキングの息子は、懺悔王時代四ペンス「のランドゲイブル」と慣習的諸貢租とを納付して居た。今や鍛冶屋のハーディングが同様「の義務」を負っている ([128] *Godricus Chingessone reddabat iiii d. et consuetudines T. R. E. Modo Hardingus faber debet similit.*)。

次に、*Tannere* 通りは、

(ラ) アルウォールドは、懺悔王時代六ペンス「のランドゲイブル」と慣習的貢租とを納付していた。今やキャットたむらひの息子の皮鞣職人 (*taneator*) ラルフが同じ「義務」を負っている ([208] *Alwoldus reddabat vi d. et consuetudinem T. R. E. Modo Radulfus taneator Cattessone debet idem.*)。

(ハ) コドウィンは、懺悔王時代六ペンス「のランドゲイブル」と慣習的貢租とを納付していた。今や皮鞣職人ワルダアが同じ「義務」を負っている ([210] *Godwinus reddabat vi d. et consuetudinem T. R. E. Modo Wald-erus taneator debet idem.*)。

次に、*Bucche* 通りは、

(ウ) テオデリックは、懺悔王時代六ペンス「のランドゲイブル」と慣習的貢租とを納付していた。今や皮鞣職人エドレドが同様の「義務」を負っている…… ([235] *Theodricus reddabat vi d. et consuetudinem T. R. E.*

Modo Edredus taneator debet similiter.....)。

以下、ハイーストリイトから南に走る通りに移って、Gere 通りでは、

(キ) [王室] 獵園監視人 (*parcherius*) のヒュゲリンは、懺悔王時代に二〇ペンス (一シリング八ペンス) のランドゲイブルと慣習的貢租とを納付していた。今や長服^長仕立人 (*parmentarius*)⁽¹¹⁸⁾ のアイウエンが同じ「義務」を負っている ([282] Huchelinus parcherius reddebat xx d. et consuetudinem T.R.E. Modo Iwen parmentarius debet idem.)。

(ノ) ウルフワードーキャップは、懺悔王時代一八ペンス (一シリング六ペンス) 「のランドゲイブル」と慣習的貢租とを納付していた。今や古着屋 (*scrutarius*) のウィリアムが同じ「義務」を負っている ([284] Uwardus Cheppe reddebat xviii d. et consuetudinem T.R.E. Modo Willelmus scrutarius debet idem.)。

見らるることく、此の Survey I の成れる略一一〇年現在、ウィンチスタの市には、「仕立屋」・「屠殺人」・「粉屋」・「伐採人」・「洗濯婦」・「鍛冶屋」・「皮鞣職人」・「長服^長仕立人」・「古着屋」の以上九職種、十九人の手工業者・商人たちの現存することが確かめられるのである。

かくして、今や、われわれは、たとえウィンチスタの主として王領地の事情に関することとは言い條、Survey I を通じて、そこに、エドワード懺悔王時代に於て十六職種、一一一〇時点に於て九職種にも及ぶさまざまな職業と是れに従事するところの人びとが曾て存し、今また存する事実を知ったのである。

しからば、斯かる手工業・商業活動といま分ちがたき関係にある通貨の庄造に従事する所の造幣人、——「征服」以前のかのエゼルスタンの往時よりその存在が大いなる村からさえも都市を識別する重要な標識の一つとされた造幣

所を構成せる所の造幣人、は、当時この市において具体的に如何なる歴史的存在形態を示したのであるうか。以下、われわれの考察は、此の一点に収斂せられねばならぬ。

- (28) Cf. W. H. Stevenson, 'A Contemporary Description of the Domesday Survey', *English Historical Review*, Vol. xxii (1907), p. 74; 拙著『マンチェスター初期経済史の諸問題』(山川出版社、一九七八年)二六〇—二頁。
- (29) Kitchin, *op. cit.*, p. 72. Cf. R. Wellton Finn, *An Introduction to Domesday Book* (London, 1963), pp. 12, 57, 87f.; Susan Emily Mehrrens, *Commerce and Productivity in England, 973-1086*, Unpublished Doctoral Dissertation presented to Yale University, 1973 (produced by microfilm-xerography, University Microfilms International, Ann Arbor, Michigan, U.S.A., 1980), p. 5.
- (30) Record Commission, *Liber Censuallis vocatus Domesday-Book*, Vol. iv: *Addimenta ex Codic. Antiquiss.*, ed. by Henry Ellis (London, 1816), pp. 531-62. Cf. *ibid.*, pp. xv-xvii; *The Victoria History of the Counties of England, Hampshire and the Isle of Wight*, Vol. I (Westminster, 1900; Reprinted, Folkestone, 1973), 'The Survey of Winchester temp. Henry I', by J. H. Round, pp. 527-37. 因るに、本文書中の Survey I の成立年代は題して、初め右記のリスセ、一〇七一八年の間とせられたるが、次に右記のマンチェスター一〇三二—一〇三三年(一〇三二—一〇三三年)の間とせられた。爾来、後述のマンチェスター一〇三二—一〇三三年成立説が、今日最も一般に行われて居る。 Cf. J. S. Furley, *City Government of Winchester from the Records of the xiv & xv Centuries* (Oxford, 1923), p. 3; H. C. Darby & Eila M. J. Campbell, eds., *The Domesday Geography of South-East England* (Cambridge, 1962), p. 353; H. G. Richardson & G. O. Sayles, *The Governance of Mediaeval England from the Conquest to Magna Carta* (Edinburgh, 1963), p. 218, note; Edgar B. Graves, ed., *A Bibliography of English History to 1485* (Oxford, 1975), p. 472; H. C. Darby, *Domesday England* (Cambridge, 1977), p. 303. [最後の二冊は 1103-5 年とせられたるは 1103-15 の誤植であるべし。然し、今、此処では、その成立年代は、全体として「マンチェスターマンチェスター」に関する最新の第二次文献(Literatur)たる、後掲書(註(17)所掲)に拠るべし。同書、九頁参照。]
- (31) Frank Barlow, Martin Biddle, Olof von Feilitzen & D. J. Keene with contributions by T. J. Brown, H. M.

bulo extra portam Australem. Et de xvd. de burgabulo in Grastrete. Et de xd. de burgabulo extra Portam Occidentalem. Et de xvd. de burgabulo extra Portam Borealem. Et de xd. de burgabulo in Wenegeestrete. Et de xd. de burgabulo in Tanherestrete. Ed de ijs. de burgabulo apud Spertkefordam. Summa xxxiiijis. [The Pipe Roll of the Bishopric of Winchester, ed. by Hubert Hall (London, 1903), p. 77, ll. 54-59.]

(80) Cf. Biddle, ed., *Winchester Studies* 1, Fig. 4 facing p. 254; Fig. 32 at end.

(81) これらの町名のうち *Tanerestrete* は、夙に、ヘザレド二世が九九〇年、彼の 'minister' たる(即ちヤーンたる)ヘザルウェアドに對して、ハンブツマ州のウインチスタ北東方なるウタンスター・ロランヌス Wooten St. Lawrence の土地のほか三箇所における屋敷・牧草地・粉碾場を授与せるところのチャータのなかに、——そのラテンで書かれた本文に對する・授与の対象範圍を特定するオウルド・イングリスの添書部分に、現われている——「しかうしてウインチスタにて、皮鞣職人通りには九戸の屋敷 (*haga*)' …… (And ix hagan on Wintancestre on Tanerestrete; ……)]」と。因みに、ケンブルの史料集 [J. M. Kemble, ed., *Codex Diplomaticus Aevi Saxonici* (6 vols., London, 1839-48; Reprinted, Vaduz, Liechtenstein, 1964)] の第三卷、二五——三頁に史料番号六七三として印行されて居るこの、此のチャータは、ケンブルの採録史料の眞贋判定が屢々 'erratic' (F. M. Stenton) と批難せられるにも拘らず、今日、史料批判 (Quellenkritik) の上で 'authentic' なることを認められて居る。 Cf. P. H. Sawyer, *Anglo-Saxon Charters, Annotated List and Bibliography* (London, 1968), p. 269.

(11) 仮に斯く訳したが、元來は王室の麻布製品——食卓掛け・ナプキンの類の管理の責に任ずる役人である。詳しくは、インプリンタチニト朝初代のヘンリー二世 Henry II (r. 1154~89) の治世年間に成れる一匿名氏の著作『Dialogus de Scaccario』 (ed. by Charles Johnson, London, 1950) の二九—三五頁に印行せられて居る、ステイヴンの治世年間一—三六年頃の一文書『王室規定』(Constitutio Domus Regis) の一三〇頁を参照せよ。

(12) オウルド・イングリスの *bydel* のラテン形、もと「それ知らず者」の意。「征服」以前より、例えば『Rectitudines Singularum Personarum』のとき文書に現われ、莊園領主の下に、その隸屬農民中より、選ばれて、当該莊園社会の職務執行(ヘンゲルスの謂う、gesellschaftliche Amtsstätigkeit) の機能を分担せる莊園公務員の下級分子を指す。拙著『イングランド封建制の形成』(御茶の水書房、一九五九年、新版、一九七七年) の二二—二八、二四—二頁参照。此処では、都市民中より選ばれ

で、各通りの社会的職務執行の機能を分担せる、ウィンチスタ都市共同体の下級公務員である、と、右のアナロギーにおいて推断せられる。

(113) 30 OE. *stewarda* にあたる *dispensator* なる名辞は、ヘリースンテドマンツ Bury St Edmunds 修道院が一〇八五年当時サファク Suffolk 州内に有せる所領に関する『ドゥウムズデーブック』第二卷第三百七十二葉の記述の末尾にも現われるが(前掲拙著『諸問題』一六九—七〇頁参照)、此処ではもちろん王の家令である。併し乍ら、彼がヴェーパーのいわゆる *trimontalbeamte* であつた点では、ヘリースンテドマンツ修道院長に奉仕する家令の場合と何ら異なるところはなく、斯かる性格は、此の時代王の役人たちが一般に共通に有したところの彼等の普遍的・基本的性格であつた、と判断される。

(114) 前掲拙著、第四篇第三節、とくに二五三—六八頁、参照。

(115) *valchens* は、その意味、本来、バローウ教授に従えば、頑丈な材木で組み立てられた、*a balk- or beam house*、——之を要するに囚人を収容する「獄舎」である。

(116) 前掲拙著、二九七、二九九、三〇二頁、参照。

(117) この *landandaria* は、前述のヘリースンテドマンツ修道院領に関する「ブック」第二卷の記述の末尾に現われる *lanator* といまその実体に於て同じきものと考えられるが、なお後考を俟つ。前掲拙著、一七〇頁、参照。

(118) この *parmentarius* は、バローウ教授に依つて、既出(三)における *tailor* 同様 *'tailor'* と訳されているが、筆者は後者を「仕立屋」と訳すのに対して、前者は之を本文に於けるがごとくに訳す。このものは、また、前註(117)に引用せる「ブック」の記述箇所にも現われている。前掲拙著、同上箇所、参照。

(未完)

前々号 拙稿 訂正

九〇頁 六行目 売却 (*silam*) → 売却 (*silan*)
 九八頁 一四行目 Numismatik → Numismatik